４　要配慮個人情報

Q　要配慮個人情報とはどのような情報ですか。

A　「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」をいいます（新法2③）。

〔施行期日：公布の日（平成27年9月9日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日〕

解　説

1　「要配慮個人情報」という概念の新設

(1)　改正前個人情報保護法下での「個人情報」

改正前個人情報保護法では、個人情報の定義として「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう」とされていました（旧法2①）。

特定の個人を識別する要素となる「氏名」、「生年月日」、「性別」、「住所」の4情報（住民基本台帳ネットワークシステムで保有している情報）は、基本的な情報であり、社会生活を送るに当たり自ら他人に開示することも多い情報といえるでしょう。

これに対して、例えば重篤な病気であることや、前科前歴などの情

報は、4情報のような比較的他者に開示される情報とは異なり、本人も知られたくないと考え大切に扱いますし、その情報を得た他者に対してもより大切に扱ってほしいと思うのが通常です。

改正前個人情報保護法下においては、「個人情報」という1つの概念しか設定されておらず、病歴や犯罪歴についても4情報と同様に扱われていました。制定当時の国会審議においても、要配慮個人情報について特別の規定を設けるべきではないかとの議論がありましたが、制定当時は、何が要配慮個人情報に該当するかについてのコンセンサスが得られていない状況であったことなどから、特別のカテゴリーを法として整備することはしなかったとされています。

(2)　改正前個人情報保護法下でのガイドライン

しかし、各省庁の制定する個人情報の保護に関するガイドラインなど、このような情報を「機微情報」として、特別の規定を設け、特別の配慮を示すものもありました。例えば、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」では、「金融分野における個人情報取扱事業者は、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報（以下『機微（センシティブ）情報』という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わない」としたり、経済産業省のガイドライン「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」においても、利用目的の特定について「雇用管理情報は、機微に触れる情報を含むとともに項目ごとに利用目的が異なることも想定されるため、可能な限り個人情報の項目ごとに利用目的を特定することが望ましい。」とするなど特別の配慮を示してきました。

2　要配慮個人情報の新設の目的

改正個人情報保護法において要配慮個人情報を「他の個人情報とは異なるものとして定める意義は、差別の原因となる個人情報の不必要な取扱いを制限し、もって個人情報に基づき不合理な差別的取扱いを受けるという権利利益侵害の発生を防止することにある。」（開示資料18）としています。

また、諸外国においては要配慮個人情報などについて特別の規定を設けることが一般的になっています。内閣官房作成資料では、日本において差別の原因となる一定の個人情報について特別に保護する規律が法律上設けられていないことによって、主にＥＵから個人情報を日本に移転することが制限されてしまい、諸外国にある日本企業の支店や海外法人が困難に直面しているという現状があるために、要配慮個人情報の規定を設ける必要性があるとしています（開示資料82）。

このような目的の下、「要配慮個人情報」が、憲法の規定や他の規律（外国法令、ガイドライン、条例等）を踏まえて、規定されました（開示資料18）。

3　定　義

(1)　条文上の規定

「要配慮個人情報」とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう」とされています（新法2③）。

(2)　「信条」、「社会的身分」の定義がないこと

要配慮個人情報として列記されている「信条」、「社会的身分」について、特段の定義はありません。この点、生活保護法47条2項、職業安

定法3条、国家公務員法27条、地方公務員法13条、労働基準法3条など、信条や社会的身分を理由とする差別的取扱いを禁止する規定においても、特段定義を設けていないことなどから、改正個人情報保護法においても定義を規定しなかったようです（開示資料79）。

(3)　「信条」について

「信条」について定義規定が規定されていない法律は多く、立法時に参考としている憲法14条においても、「信条」の定義はありません。憲法学の解釈は要配慮個人情報の規定の解釈においても参考となりますが、憲法学では「信条」とは、「宗教上の信仰を意味することは明らかであるが、それにとどまらず、広く思想上・政治上の主義を含むと解するべきである」とされています（芦部信喜　高橋和之補訂『憲法［第6版］』135頁（岩波書店、平27））。

(4)　「社会的身分」について

「社会的身分」については、「自己の意志をもってしては離れることのできない固定した地位」というように狭く解する説と、広く「人が社会において一時的ではなしに占める地位」と解する説などがあるとされています（芦部・前掲書136頁）。

内閣官房作成資料（開示資料65）においては、「ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位をいうものと考えるのが相当」としています。

(5)　「門地」がない理由

要配慮個人情報で列記されている事項には、憲法14条の規定「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」のうち、「門地」という文言が入っていません。

「門地」は、華族のような家柄を意味していますが、華族制度が廃止（憲14②）されている現在では、具体的にどのようなものが門地に当

たるか明らかではないため、門地は要配慮個人情報として列記されませんでした（開示資料112）。

(6)　指針等での定義化

「信条」や「社会的身分」などの文言について、学説や判例で読み解く事は可能です。しかし、要配慮個人情報では、原則として取得に本人の同意が必要となり（新法2③）、要配慮個人情報を含む個人データの、オプトアウトによる第三者への提供が禁止されるなど（新法17②柱書）、個人情報取扱事業者として新たな対応が必要になります。そして、その違反に対して勧告、命令がなされ、罰則が科される以上、定義が明らかにされる必要があります。

そのため、個人情報取扱事業者の無用な混乱を避けるために、少なくとも個人情報保護委員会が作成する指針等で当該文言の概念が明らかにされるようです（開示資料79）。

（森山　裕紀子）

10　個人データの保管と安全管理

Q　個人データの保管や安全管理について、新たに配慮すべき事項はありますか。

A　個人情報取扱事業者には、個人データを利用する必要がなくなった場合に、当該データを遅滞なく消去する努力義務が課されることになりました。また、事業分野によっては、ガイドラインで安全管理の措置が具体的に求められる場合があります。

〔施行期日：公布の日（平成27年9月9日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日〕

解　説

1　個人データの消去

(1)　改正前の規定

改正前においては、個人情報取扱事業者による個人データの保管に関しては、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つ努力義務だけが課されており（旧法19）、必要がなくなった個人データの消去までは求められていませんでした。

(2)　改正の趣旨

今回の法改正では、改正前個人情報保護法の内容はそのまま維持しつつ、個人情報取扱事業者が個人データを利用する必要がなくなったときには、当該個人データを遅滞なく消去する努力義務が新たに追加されました（新法19）。

これは、消費者の不安を解消して事業者における個人データの適切な取扱いを図る観点から、事業者が個人データを消去する努力義務を明確にしたものといえます。

改正の経緯としては、平成26年12月の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）」で明記され、改正個人情報保護法に導入されました。

(3)　改正の内容

ア　個人データ

まず、消去の対象になるのは、「個人データ」に限られます。データベース等を構成していない個人情報については、体系的に構成されておらず、特定の個人が検索可能な状態となっていないため、本人の権利利益を侵害するおそれが少ないと考えられた結果、消去の対象には含まれませんでした（開示資料22）。

イ　利用する必要がなくなったとき

個人データを「利用する必要がなくなったとき」とは、利用目的との関係で、当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合を指すと解されます（開示資料22）。必要性の程度は、個人データの性質や、利用目的に応じて異なるため、個別具体的に判断されます。

例えば、利用目的を「○○キャンペーンの商品発送のため」と設定した場合において、当該キャンペーンの商品発送が完了すれば、もはや個人データを「利用する必要がなくなったとき」に該当するといえるでしょう。他方で、利用目的を「△△事業に関するアフターサービスのため」や「新商品に関するお知らせを行うため」等と広く設定していた場合には、個人データを利用する必要性の有無は、事業者ごとの事情を踏まえて個別に判断されるものと考えられます。

ウ　遅滞なく

消去は「遅滞なく」、すなわち時間的に近接して行われる必要があります。

エ　消　去

「消去」とは、改正個人情報保護法30条の「消去」と同様に、当該

個人データを個人データとして使えなくすることを指します（開示資料22）。すなわち、当該個人データを削除することのほか、当該データが個人情報に該当しないように処理することも含みます。

なお、「個人データ」の中には、「保有個人データ」とは異なり、個人情報取扱事業者が消去できる権限を有しないデータも含まれます。もっとも、消去の権限を有しない場合であっても、権限を有する者への連絡を行う等、可能な限り消去のために必要な働きかけを行うことが望ましいと考えられます。

(4)　消去しなかった場合の効果

ア　法的効果

消去は努力義務にとどまります。その理由としては、事業者ごとの様々な実務上の都合から、遅滞なく消去することが可能とは限らないこと、事業者の営業の自由を確保する必要があること等が挙げられます（開示資料73）。

消去の努力義務に違反した場合であっても、個人情報保護委員会からの勧告や命令の対象とはならず（新法42）、罰則に関する規定も設けられませんでした。

イ　その他の効果

もっとも、改正前においても、事業分野のガイドラインにおいては、利用目的を達成した後に個人情報を遅滞なく消去することを求める例もありました（例えば、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン10条参照）。当該事業分野に該当する事業者としては、ガイドラインに沿った運用が望ましいといえます。

また、昨今の個人情報への意識の高まりや、情報漏えい事案に対する世間の厳しい視線を踏まえると、事業者が、利用する見込みのない不必要な個人データを保有し続けることには一定のリスクがあります。事業者においては、事業所内の規程や個人情報の保管方法を見直すとともに、プライバシーポリシー等の対外的な文書においても、必

要のなくなった個人データを遅滞なく消去する旨を明記することが望ましいでしょう。

2　安全管理のための措置

改正前から、個人情報取扱事業者には、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じる義務が課せられていました（旧法20）。この条文自体は改正されませんでしたが、事業分野によっては、近時改訂されたガイドラインにおいて、事業者が講じるべき措置が具体化されています。

例えば、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」では、かねてから、事業者のとるべき措置が、①組織的安全管理措置（組織体制の整備、規程等の整備・運用等）、②人的安全管理措置（従業者との非開示契約締結や、教育・訓練等）、③物理的安全管理措置（入退館の管理、盗難防止措置等）、④技術的安全管理措置（アクセス制御、不正ソフトウェア対策等）の4種類に分類され、講じるべき措置の内容が詳細に定められていました。さらに、平成26年12月の改訂版では、個人データの取扱いを総括する部署の設置や、盗難等防止のためのカメラによる撮影、不正が疑われる異常なアクセス記録の定期的な確認といった措置の例が追記されています。

この追記の背景には、平成26年7月に発覚した、いわゆるベネッセ事件の影響があると思われます。そのため、個人情報管理の担当者としては、上記ガイドラインに加えて、株式会社ベネッセホールディングスの個人情報漏えい事故調査委員会が発表した調査報告の内容（「個人情報漏えい事故調査委員会による調査結果のお知らせ」株式会社ベネッセホールディングスウェブサイト（平成26年9月25日））等も参照することが望ましいでしょう。現在の事業者に求められている安全管理措置の水準を踏まえた上で、各事業者ごとに、事業規模や実態に応じた、適切な措置のアレンジを行ってください。

（数藤　雅彦）

24　匿名加工情報の第三者提供

Q　匿名加工情報を第三者に提供する際に、どのような点に注意する必要がありますか。

A　提供される個人に関する情報の項目と提供方法を公表した上で、提供を受ける者に対して、提供される情報が匿名加工情報であることを明示する必要があります。

〔施行期日：公布の日（平成27年9月9日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日〕

解　説

1　匿名加工情報の第三者提供時に必要な措置

改正個人情報保護法で新たに定義された匿名加工情報（新法2⑨）は、匿名加工の元となった個人情報に係る本人の同意なしに、第三者に提供できるものです。この第三者提供に当たって必要な措置がありますので、以下でこれを説明します。

匿名加工情報を含むデータベース等を事業の用に供している者を、匿名加工情報取扱事業者といいます（新法2⑩）。

匿名加工情報取扱事業者は（自ら匿名加工情報を作成した者であっても、提供を受けた者であっても）匿名加工情報を第三者に提供するときには、以下の措置の両方をとる必要があります（新法36④・37）。

①　あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及び提供の方法について公表すること

②　匿名加工情報の提供先である第三者に対して、当該情報が匿名加工情報である旨を明示すること

以下、これらについて述べます。

2　項目及び方法の公表

上記1①の措置は、個人情報保護委員会による監督（新法40～46）を行うために必要な情報であるとともに、加工元の個人情報の本人に、その個人情報の取扱いを示し、場合によっては苦情（新法39）を申し立てられるようにするものです。

公表される項目としては、提供にかかる本人の居住都道府県、性別、年代、乗降・購買・閲覧等の履歴などが考えられます（開示資料155）。すなわち、匿名加工された結果として、どのような情報が第三者に提供されるのかを公表する必要があるということです。なお、公表されるのは、個人に関する情報だけです。提供される情報に、統計情報等の、個人に関しない情報を含んでいても、その項目を公表する必要はありません。

3　匿名加工情報である旨の明示

匿名加工情報取扱事業者は、上記1①及び②の義務と、再識別を行わない義務（新法36⑤・38）（Q25を参照）を負います。そこで、匿名加工情報を提供するに当たっては、提供を受ける者が、これらの義務を負うことを明確に認識することが重要です。

このため、上記1②の措置をとって、提供される情報が匿名加工情報であることを、提供を受ける者に明示し、匿名加工情報取扱事業者としての義務を負うことを認識させる必要があります。

4　匿名加工情報の作成時の届出が不要となった経緯

改正個人情報保護法においては、匿名加工情報の作成に当たって、その情報の項目の公表は必要（新法36③）ですが、これらの個人情報保護委員会への届出は不要です。

しかし、法改正の検討段階では、匿名加工情報を作成することをあらかじめ個人情報保護委員会に届け出ることが議論されました。最終

的に届出を不要にした理由として、次の点が挙げられています（第189回国会・衆議院内閣委員会平成27年5月8日〔山口大臣答弁〕）。

・　匿名加工情報は個人情報そのものではないので、個人の権利利益の侵害のおそれが低いこと
・　事業者による公表のみで、個人情報保護委員会は匿名加工情報の取扱いに疑義が生じた場合でも十分に対応することができること
・　これらに鑑みて、過度な規制にならないように届出までは求めないことにしたこと

また、同答弁では、個人情報保護委員会が、事業者の公表内容によって問題点を見つけた場合や、苦情を契機として疑義が生じた場合に、個人情報保護委員会が事実関係を精査して監督を行うことが可能である旨が示されています。

確かに、個人情報保護委員会が十分な監視を行えば、届出がなくても監督が可能かもしれません。しかし、そのためには、個人情報保護委員会が十分な人的資源を持つことが必須となります。もしも、個人情報保護委員会に十分な人的資源が割り当てられなければ、匿名加工情報の規制が形骸化するおそれがあるといえます。

（宮内　宏）